

申請期間
延長

埼玉県中小企業・ 個人事業主等家賃支援金 (賃借人)

埼玉県では、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が一定程度減少したテナント事業者（中小企業・個人事業主等）の方に対して、県が家賃の負担軽減を支援します。

申請期間

令和2年8月7日（金）～令和3年3月31日（水）

支援金額

補助率：申請時の直近家賃の支払額の $1/15$ の6か月分
上限額：20万円

（建物の賃貸借契約が2件以上ある場合は30万円）



埼玉県マスコット
「コバトン」「さいたまっち」

申請者の主な要件

- 1 埼玉県内にある、建物、土地等を事業目的で賃借している。
- 2 5月から12月の売上が
 - ・1か月で前年同月比50%以上減少
 - ・連続する3か月の合計で前年同期比30%以上減少
- 3 2019年の月平均売上が15万円以上ある。

（法人の場合は前事業年度（2019年4月から2020年3月までの間に末日がある事業年度））

※ 詳細は、申請要領、ホームページなどをご覧ください。

申請方法

電子申請の場合

以下のURLから申し込みフォームにお進みください。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0802/yachinshien/index3.html>

申請方法等詳細については、埼玉県ホームページをご覧ください。

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、原則電子申請をお願いします。

郵送の場合

〈送付先〉〒332-8799 埼玉県川口市本町2-2-1 川口郵便局留
埼玉県中小企業・個人事業主等家賃支援金(賃借人)事務局 宛



お問い合わせ 窓口

〈埼玉県中小企業等家賃支援相談窓口〉

0570-000-678（ナビダイヤル）

（受付時間：平日・休日ともに9時00分～18時00分）

詳細は、ホームページから申請要領等をご覧ください。

【ホームページ】

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0802/yachinshien/index3.html>



よくあるお問い合わせ

Q1 申請に必要な書類を教えてください。

A1 主な必要書類は、以下のとおりです。

- 1 国の家賃支援給付金の給付通知（振込のお知らせ）の写し
- 2 2019年の月平均売上が15万円以上あることが確認できる書類（確定申告書の写しなど）
- 3 賃貸借契約の存在を証明する書類（賃貸借契約書など）
- 4 支援金の振込先口座がわかる書類

※ 詳細は、申請要領、ホームページなどをご覧ください。

Q2 どのようなタイミングで支援金を申請できますか。

A2 申請開始後から2021年3月31日（水）まで申請できます。

Q3 借地の賃料は対象となりますか。

A3 自らの事業で使用している土地、駐車場の賃料も対象となります。

Q4 自己保有の店舗等は対象となりますか。

A4 対象ではありません。

Q5 管理費や共益費も賃料の範囲に含まれますか。

A5 賃貸借契約書において賃料と一体に取り扱われている場合などは含まれます。

Q6 個人事業主の住居兼店舗等の賃料は対象ですか。

A6 対象ですが、事業用の地代・家賃として税務申告している部分のみが支給対象です